

にしかつら

平成 19年
7
月号



ペットボトルの風車



発行：西桂町役場 総務課 広報担当

広報に関するご意見・ご質問は

TEL : 0555-25-2121 FAX : 0555-20-2015
E-mail : kouhou@town.nishikatsura.yamanashi.jp



住民福祉課

国民年金保険料の納付が困難な場合は「免除制度」を利用しましょう

平成19年度の1ヶ月の保険料額は14,100円ですが、経済的な理由等で保険料を納付することが困難な場合は、申請により保険料の納付が免除となる保険料免除制度を利用してください。

■免除制度の種類

- ・「全額免除制度」
申請の際に継続審査を希望され、免除が承認された場合は翌年度の手続きは不要
- ・「一部納付制度」
免除制度を利用する場合は毎年申請が必要
- ・「若年者納付猶予特例」

申請月	承認期間			
	学生	全額	猶予	一部
19年	6月	19年4月~20年3月	18年7月~19年6月	
	7月		19年7月~20年6月	随時
	8月			
19年9月~20年2月	20年3月			
20年	3月	20年4月~21年3月		
	4月			
	5月			

免除制度により申請期間が違いますのでご注意ください。

■免除申請期間

免除を承認された期間中に1号被保険者↓2号被保険者(3号被保険者)↓1号被保険者となった場合、免除が承認される期間については前回の1号被保険者期間分だけとなります。免除を希望する場合は、再度申請が必要となりますのでご注意ください。

- ・「法定免除」
被保険者資格に異動が無い場合は免除承認後の手続きは不要です。
- ・「学生納付特例制度」
免除制度を利用する場合は毎年申請が必要

申請の際に継続審査を希望され、免除が承認された場合は翌年度の手続きは不要

■保険料の追納

免除又は猶予された保険料については、将来受け取る年金額が少なくならないよう、10年以内で納付することが出来ます。この場合、承認された期間が属する年度から起算して3年度目以降に納付する場合は、経過した年数に応じた一定の加算額が加わります。

お問い合わせ先

住民福祉課 国民年金担当
山梨社会保険事務局大月事務所
☎0554-22-3811

平成20年4月から後期高齢者医療制度がスタートします

これまでは、75歳(一定の障害がある人は65歳)以上の人は国保や健保組合などの医療保険制度に加入しながら、「老人保健制度」で医療を受けていましたが、平成20年4月からは新たに独立した医療制度となる「後期高齢者医療制度」で医療を受けることとなります。

お問い合わせ先

住民福祉課後期高齢者医療担当
山梨県後期高齢者医療広域連合
☎055-236-5671

浄化槽を設置している皆様へ

浄化槽管理者(設置者)には次のことが義務づけられています。

1. 毎年1回の検査
2. 定期的な保守点検
3. 年1回以上の清掃

以上の事を怠ると浄化槽が機能せず汚水や汚泥が直接川に流れ出し近隣や下流の住民に多大な迷惑をかけてしまいますので必ずこれらの事を守ってください。

お問い合わせ先

住民福祉課 環境係

いきいき健康福祉センター

献血にご協力を!

病気やケガなどで輸血を必要としている患者さんの尊い命を救うため、「献血」にご協力をお願いいたします。健康なあなたの血液を社会に役立ててください。

日時 8月7日(火)

午前10時~午後3時

場所 いきいき健康福祉センター

教育委員会

南都留郡連合婦人会より寄贈がありました

去る5月29日に、平成17・18年度南都留郡連合婦人会よりYLO会館(老人福祉センター)へハイビジョンプラズマテレビ37型1台の寄贈がありました。老人福祉センター利用者の余暇充実として有意義に活用させていただきます。ありがとうございます。



国民健康保険税率が決まりました

～国民健康保険を支えているのは皆さんの保険税です～

《平成19年度国民健康保険税率は据え置きです》

私たちは、いつ病気やけがに襲われるかわかりません。もしそのとき、お金がなくてお医者さんにかかれなかつたら大変です。国民健康保険制度(国保)は、そういう場合にそなえ、加入者がそれぞれの状況に応じてお金(税)を出し合い、必要な費用にあてるといった助け合いの制度です。

近年の国民健康保険財政は、高齢者の医療費増加等により大変厳しい状況にあり、この状況は今後しばらく続くものと予想されます。国保の健全な運営を保持するために、加入者の皆様のご理解をお願いいたします。

《国民健康保険税の計算の方法と税率等》

	医療費給付費分	介護納付金分
所得割額…控除後の所得金額及び山林所得の合計額に乘じる率です	6.20%①	1.00%⑤
資産割額…土地及び家屋にかかる固定資産税額に乘じる率です	42.00%②	6.50%⑥
均等割額…被保険者一人当たりの額です	27,000円③	7,000円⑦
平等割額…一世帯当たりの額です	32,000円④	5,000円⑧

あなたの世帯の一年間に納める保険税は①から④の合計額となります。また、介護保険第2号被保険者のいる世帯は、第2号被保険者に係る⑤から⑧の合計額も加わります。

賦課限度額	算出した一年間の保険税が条例で定められた額を超えるときは、その額で打ち切ります。これを賦課限度といい、平成19年度は、医療費給付費分限度額が56万円と、介護納付金分限度額が9万円となります。
--------------	---

《国保税は国保の大切な財源》

みなさんが納める保険税は、お医者さんにかかった時の医療費や、子供が生まれた時の給付などにあてられています。そのため、保険税を納めない人が一人でもいると、国保の財源が不足し、健全な運営に支障をきたすこととなります。保険税は納期内に忘れずに必ず納めましょう。

また、特別な事情がないのに保険税を滞納すると、未納期間等に応じて次のような措置をとることとなります。

1. 保険証を返してもらい、「**被保険者資格証明書**」を交付します。
これにより、医療費がいったん全額自己負担になります。
2. 保険給付の全部または一部が差し止められます。
3. 上の措置を受けても納付しないときは、差し止めている給付から滞納分が控除されます。

そのため、どうしても納付が困難なときは早めに役場税務係が国保係へご相談ください。

企画振興課

森林の伐採には届出が必要ですよ

森林所有者などが森林（保安林を除く）の立木を伐採しようとするときは、森林法第10条の8の規定により、あらかじめ市町村に伐採届を提出しなければなりません。

この伐採計画の事前届出の制度は、町・県が伐採の行為の実態を承知することにより、適正な森林施業を確保し、森林資源の状況を把握しようとするために設けられているものです。

また、保安林を伐採しようとする場合には、事前に許可が必要となりますので富士・東部林務環境事務所（☎0554-4517812）へお問い合わせ下さい。

森林の施業・伐採等に関するお問い合わせは企画振興課業務担当まで

「守ろう！確かめよう！」

「」の最低賃金

県内労働者の賃金は平成18年10月1日より
1時間655円以上です。

（通勤手当、精皆勤手当、時間外・休日手当等は含みません）
○最低賃金は、臨時・パート・アルバイトにも適用されます。
○特定の産業に働く労働者には、産業別最低賃金が適用されます。

最低賃金についての詳しいお問い合わせは、

山梨労働局賃金室
☎055-225-2854
または都留労働基準監督署
☎0554-43-2195
までお問い合わせ下さい。

YLO会館

ひよこ学級のお知らせ

8月のひよこ学級は、次のとおりです。お気軽にご参加下さい。

日時 8月8日(水)

午前10時30分～12時まで

場所 YLO会館(児童館)

内容 水遊び

持ち物 水遊びが出来る支度等

参加費 無料

申込期間 8月3日(金)

お申し込み 電話又は、直接お申し込み下さい。児童館・佐藤

建設水道課

一般県道 富士吉田西桂線の整備について

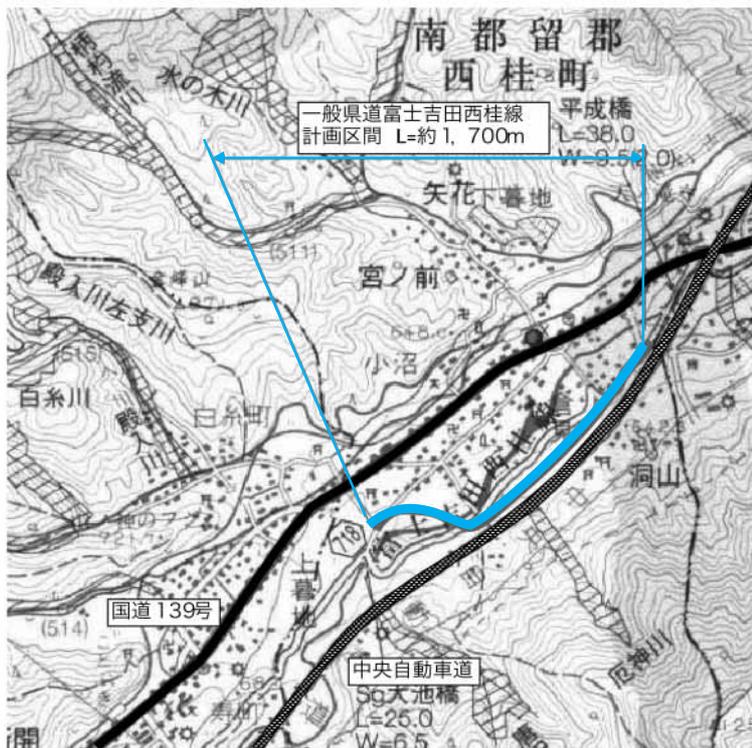
一般県道富士吉田西桂線は、地域間の連絡強化、国道139号の渋滞緩和や災害時の緊急避難路確保等の目的で山梨県が事業を進めています。西桂町内の約1,700m区間については、平成18年度より数回の事業説明

会が開催されており、おおよその道路計画図が提示されています。

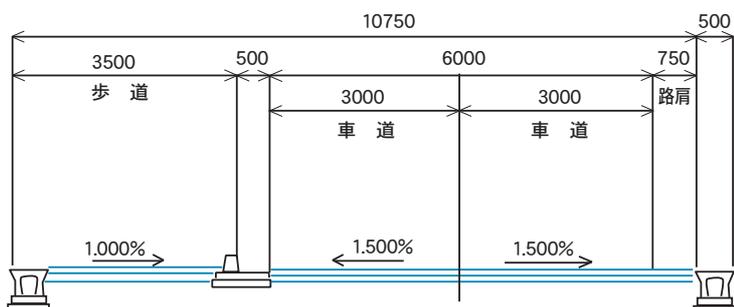
現在、道路細部の設計が行われているとともに、関係者において現地において測量が進められ、土地境界の確認作業や道路の中心杭及び幅杭の設置等を行っております。

今後は、現在進めている測量や設計業務をもとに、用地等の買収を進め、平成20年度内の工事着手を目指したいと考えているとのことです。

この道路には、3・5mの歩道が設置されるため歩行者の安全性が確保され、また、阪神淡路大震災クラスの地震に対しても耐震性を備えた橋梁等の道路構造物であることから、防災上においても避難路等で地域に貢献する道路であり、西桂町としても県と町議会と協力してこの道路の早期完成に向けて努力したいと考えていますので、町民の皆様のご理解ご協力をお願い申し上げます。



標準横断面図



平成19年度富士五湖広域行政事務組合

消防職員採用試験

富士五湖広域行政事務組合消防職員採用試験を次のとおり実施します。

実施要綱



1. 採用職種及び採用予定人員

- (1) 職 種 消防吏員
- (2) 採用予定人数 6名

2. 受験資格

(1) この試験が受けられる者

- ①大 学 卒：昭和58年4月2日から昭和61年4月1日までに生まれた者
- ②高校以上卒：昭和60年4月2日から平成2年4月1日までに生まれた者
- ③平成20年3月前記各学校を卒業見込みの者

(2) 身体要件

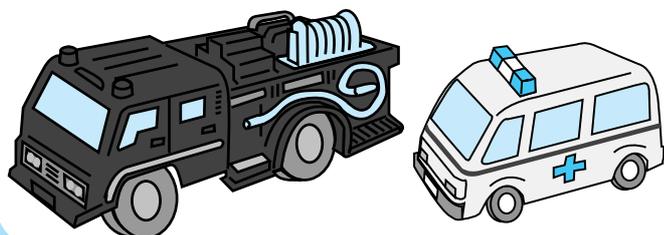
- ①身長：1.6メートル以上
- ②胸囲：身長 $\frac{2}{3}$ 以上
- ③体重：52キログラム以上
- ④体質：健全で四肢に支障のない者
(呼吸器・心臓疾患・腹部内臓器に疾病のない者)
- ⑤視力：弁色力及び聴力が完全である者
- ⑥言語明瞭で発声充分である者

(3) 住所要件

採用時において構成市町村に住所を有し、その後も当該地域に継続して居住する者

3. 欠格条項

- (1) 日本の国籍を有しない者
- (2) 成年被後見人及び被補佐人
- (3) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (4) 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (5) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者



4. 受験手続及び受付期間

- (1) 山梨県町村職員統一採用試験申込書に記入した申込み下さい。郵送の場合は、封筒の裏に「町村職受験」と朱書きし書留郵便にして下さい。なお、「受験票」には宛先を明記し、50円切手を貼って下さい。
- (2) 申込みの受け期間
平成19年7月11日(水)から8月1日(水)まで、受付時間は午前9時から午後5時までとする。(土曜、日曜日及び祝日は除きます。)なお、郵送の場合は8月1日消印のあるものまで受付します。
- (3) 診断書
富士五湖広域行政事務組合所定のもの 1通
- (4) 申込先及び問合せ先
〒403-8599 富士吉田市下吉田1896番地
富士五湖広域行政事務組合富士五湖消防本部 管理課
☎0555-22-4428

5. 第一次試験

(1) 日時及び場所

平成19年8月26日(日) 午前9時00分
(受付時間 午前8時30分から)
山梨大学 甲府市武田4-4-37

(2) 試験方法

- ①教養試験
(公務員として必要な知識・技能について)
- ②消防適正検査
(消防職員として適応性の検査を行う)

6. 第二次試験

(1) 日時及び場所

平成19年10月上旬に行いますが、日時場所等については第一次試験合格者に通知します。

(2) 試験方法

- ①文書による表現力当たりの試験
- ②人物について面接による試験
- ③一般性格診断検査
- ④職務遂行に必要な体力度試験
(運動靴、ジャージを持参)

（株）富士急ハイランドより
お知らせ

夏休みを迎えるにあたり、富士急ハイランドでは、西桂町民のみならずま方を対象に、次の特別料金を設定しました。

設定期間 7月15日(日)～31日(火)
設定料金

入園券			フリーパス券			券種
小人	中人	大人	小人	中人	大人	区分
300円	500円	500円	2200円	2600円	2900円	設定料金
600円	1,200円	1,200円	3,500円	4,300円	4,800円	通常料金

※免許証等、西桂町に在住していることが証明できるものをご持参ください。
※小学生は、名札をご持参いただければ、対象とします。
お問い合わせ先

（株）富士急ハイランド
販売促進部
☎24-6888

甲府地方法務局からの
お知らせ

当局吉田出張所は、本年5月28日(月)から不動産登記事務のコンピュータ処理を開始いたしました。また、本年7月30日(月)からは登記事務オンライン庁として指定され、登記申請及び登記事項証明書(登記簿謄本に代わるものです)の交付申請等が、インターネットを利用してできることとなります。

オンライン登記所の利点は、インターネットを利用してオンラインによる登記申請ができ、登記所に行くまでもなく登記申請が可能となります。

また登記事項証明書等の交付申請ができ、登記事項証明書においては、窓口申請では一通1,000円の手数料のところオンライン申請を利用されますと一通700円で済み、郵送料の負担もなく郵送にて入手することができます。

もちろん、窓口申請も今までどおりご利用いただけますが、インターネットによるオンライン申請の特典を活かしたご利用も併せてお願いいたします。
なおインターネットを利用される場合は、インターネットに接続されたパソコンに、予めオ

ンライン登記申請のための環境設定が必要となります。

詳しい手続きは、

法務省ホームページ
<http://www.moj.go.jp/>

民事局フロントページ
<http://www.moj.go.jp/>

MINJI/index.html
へアクセスするか、

甲府地方法務局

☎055-252-7151
にお尋ねください。

また、個人・団体別において、インターネット登記情報提供サービスによって、当該登記所を含む他のコンピュータ化された登記所の不動産登記情報や商業・法人登記情報等の内容を、インターネットに接続されたパソコン等の画面上で確認することもできます。

この「インターネット登記情報提供サービス」を利用される場合は、

財団法人民事法務協会
<http://www.touki.or.jp>

へアクセスするか、
同協会登記情報提供センター
☎03-5540-7050
にお尋ねください。

甲府自動車保険請求センターからの
お知らせ

交通事故の態様も複雑化し、解決にお困りの方は是非ご相談ください。

自動車損害賠償責任保険並びに任意自動車保険の請求について無料でご相談をお受けしております。

相談日 月曜日～金曜日
(祝日を除く)

午前9時～正午
午後1時～午後5時

※来訪される方は事前にご連絡ください。

弁護士相談日 毎月第3木曜日
午後1時～午後4時

(予約制・無料相談・要面談)

お問い合わせ先
甲府自動車保険請求相談センター

☎055-2228-8335



サマージャンボ宝くじの賞金は、



1等 2億円×42本
前後賞 各5,000万円
2等 1億円×84本

1等前後賞合わせて

3億円

2等も1億円

発売期間は7月19日(木)～8月7日(火)まで

この宝くじの収益金は、市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。

ぴゅあ富士7月の事業 について

●親子で挑戦「びつくりな つとくポークワッキング」

日時 7月16日(月)
午前10時～正午
場所 ぴゅあ富士
講師 コープやまなしスタッフ
内容 親子で豚肉をつかった料理に挑戦！メニューはお楽しみ。同時に命の大切さを学びます。
対象 小中学生親子15組
3日前までにお申込みください。
材料費 1組 1,000円
持ち物 エプロン、三角巾、筆記用具

日時 7月21日(土)
午後1時30分～午後3時
場所 ぴゅあ富士
講師 川島美生(手芸サークルPIPPYの会主宰)
内容 川島さんが育てたタデを使い、ハンカチを染めていきます。
対象 小中学生親子24名(小学3年生以上のお子さんは単独で参加できます)
3日前までにお申込みください。
材料費 500円
持ち物 エプロン、おてふきタオル

※汚れてもよい服装でご参加ください

●「かんたん携帯電話」講座

日時 7月25日(土)
午後2時～午後3時30分
場所 ぴゅあ富士
講師 ドコモショップ富士吉田店
内容 携帯電話の基本的な使い方からメールの送受信、電話帳の操作方法、災害時等での活用方法など
対象 携帯電話初心者者15名
3日前までにお申込みください。
参加費 無料
持ち物 携帯電話(無い方はお貸しいたしますので、申込み時にお知らせください)

日時 7月28日(土)
午後2時～3時30分
場所 ぴゅあ富士
講師 大月警察署指導員
内容 かんたんな護身テクニック・助けの求め方・危険に近づかない感覚、安全の知恵を実践的に教えます。
対象 小中学生親子
関心の在る方30名
当日の申込みでも可能です。
参加費 無料

服装 運動のできる服装
どの講座も託児があります(未就学児) 3日前までに申込みください。
お問い合わせ先
ぴゅあ富士 県立男女行動参画推進センター
☎0554-45-1666

夏の交通事故防止県民運動

夏の行楽シーズンには、交通事故の多発や暴走族の活動の活発化が懸念されます。
そこで、7月21日から8月20日までの1ヶ月間、夏の交通事故防止県民運動を実施します。
◆年間の交通安全スローガン
「運転は 人に社会に 思いやり」
◆車の運転をするとき
ゆとりを持って出掛け、安全速度を守って運転する。
交差点や横断歩道では、歩行者や自転車に注意して特に慎重に運転する。
飲酒運転や運転中の携帯電話の使用等は絶対にしない。
後部座席を含む全員がシートベルトやチャイルドシートを必ず使用する。

◆歩行者・自転車
左右の安全確認を十分確認し

て安全な場所を横断する。
「斜め横断」や「車の直前直後」の横断はしない。
夜間は、ドライバーから目立つ明るい服装や反射材を使用する。
お問い合わせ先 県民生活課
☎055-223-1353

カンピロバクターによる 食中毒に気をつけましょう

近年、カンピロバクターを原因とする食中毒が多発しています。
カンピロバクターは、鶏や牛の消化管によくいる細菌で、熱や乾燥に弱く、低温に強いという特徴を持っており、十分に加熱すれば菌は死滅しますが、冷蔵庫の中では長生きします。
通常は、食べてから2～7日後に、下痢、腹痛、発熱、けんたい感など、風邪に似た症状があらわれます。

◆カンピロバクター食中毒の発生原因は？
生または生に近い状態の食肉を食べたり、食肉に付着していた菌が調理器具や手指を介して他の食品に付着しそれを食べた場合におこります。
◆鮮度の良い食肉であれば生で食べて大丈夫？
カンピロバクターは、少量の

菌量(100個程度)で食中毒を起こすため、菌に汚染されていれば鮮度に関係なく食中毒を起こす可能性があります。特に抵抗力の弱い子供や高齢者は食中毒になりやすいので注意しましょう。

◆食肉の加熱調理の目安は？
肉の中心が白く変わるまで加熱すれば菌は死滅します。しかし、沸騰したお湯にさっと通した「湯引き」では、菌は死滅しません。(鶏わさなどはリスクの高い食品です。)
◆小売店で販売されている食肉には、カンピロバクターがついているのですか？
すべての食肉についているわけではありませんが、鶏肉では約6割が、牛のレバーでは約1割が汚染されているというデータがあります。日頃から、食肉はカンピロバクターに汚染されているという意識を持って十分注意して取り扱きましょう。

◆食肉の調理につかった器具はどうすればよいですか？
洗剤だけでは菌が残る場合がありますので、調理器具を洗浄した後、70℃以上の熱湯で消毒するとよいでしょう。
お問い合わせ先 衛生業務課
☎055-223-7491

エコドライブ運動にご協力ください

自動車から出される排気ガスは、二酸化炭素や窒素酸化物を大量に含んでいて、地球温暖化や大気汚染の原因のひとつとなっています。

県内で排出される二酸化炭素の4割以上が運輸部門からのもので、そのほとんどは自動車関係です。

全国的には運輸部門からの排出割合は2割程度であることからしても、運輸部門からの排出抑制は本県の重要な課題となっています。

このため、県では、自動車からの二酸化炭素の排出量を減らす「エコドライブ運動」を展開しています。

この運動の趣旨をご理解いただき、エコドライブ運動を実践していただきますよう、皆様のご協力をお願いいたします。

◆エコドライブ10のすすめ

- ①アイドリングストップ：無用なアイドリングをやめましょう
- ②ふんわりアクセル『eスタート』：やさしい発進を心掛けましょう
- ③加減速の少ない運転：車間距離は余裕を持って、交通状況に応じた安全な定速走行に努めま

しょう

- ④早めのアクセルオフ：エンジンブレーキを積極的に使いましよう
- ⑤エアコンの使用を控えめに：車内を冷やし過ぎないようにしましょう
- ⑥暖機運転は適切に：エンジンをかけたらすぐ出発しましょう
- ⑦道路交通情報の活用：出かける前に計画・準備をして、渋滞や道路障害等の情報をチェックしましょう
- ⑧タイヤの空気圧をこまめにチェック：タイヤの空気圧を適正に保つなど、確実な点検・整備をしましょう
- ⑨不要な荷物は積まずに走行：不要な荷物を積まないようにしましょう
- ⑩駐車場所に注意：渋滞などをまねくことから、違法駐車はやめましょう

- *平成19年度 エコドライブ10のすすめを見直しました。

◆その他

この運動に参加し、実践を宣言していただいた方にステッカーを配布。

宣言方法など詳しくは、循環型社会推進課ホームページを参照。お問い合わせ先

循環型社会推進課
☎055-223-1503

URL

<http://www.pref.yamanashi.jp/barrier/html/junkan/index.html>

労働問題に関する相談は、中小企業労働相談所（県民生活センター内）へ

勤労者や経営者の悩みや疑問におこたえします。

賃金・退職金や労働時間などの労働条件、採用や退職、労務管理の改善など、労働に関する様々な悩みや疑問について、専門の相談員がおこたえします。

例えば、こんなことはありませんか？

- ・賃金が低すぎる。賃金が上がらない。
 - ・突然解雇を言い渡された。
 - ・働いた分の賃金をもらえない。
 - ・職場でのいじめやいやがらせを受けている。
 - ・セクハラを受けた。または、受けている。
 - ・組合の作り方がわからない。
 - ・パートタイム社員の雇用管理について教えて欲しい。
 - ・就業規則を見直したい。
- なお、相談内容などの秘密は厳守しますので、安心してご利用ください。

相談日 月曜日～金曜日

（祝日及び年末・年始を除く）
相談時間 午前8時30分～正午
午後1時～午後5時
（受付は午後4時まで）

相談方法

電話または来所のこと

お問い合わせ先

- 中小企業労働相談所
- ・甲府市丸の内一丁目8-5
（県民情報プラザ2階 県民生活センター内）
- ☎055-223-1369
- ・都留市田原三丁目3-3
（南都留合同庁舎1階 県民生活センター地方相談室内）
- ☎0554-45-7843

個別的労使紛争のあっせん制度をご活用ください

パートタイマーや派遣労働者の増加、企業再編などの労働環境の変化により、労働者と使用者の間で労働条件や解雇などをめぐる個別的労使紛争が増加しています。

県では、労働問題についての相談を中小企業労働相談所（県民生活センター）で行っていますが、それでも問題が解決されない場合には、労働委員会のあっせん制度があります。

◆あっせん制度

労働委員会の委員である公益・労働者側・使用者側の三者によるあっせん員が、中立・公平な立場で当事者双方の言い分を聞き、問題点を整理の上、歩み寄りにより紛争の解決にあたります。

◆その他

あっせんは無料、非公開（秘密厳守）
お問い合わせ先
中小企業労働相談所
（県民生活センター）

- ☎055-223-1369
- 労働委員会事務局
- ☎055-223-1827

※あっせん制度の詳細は、県労働委員会ホームページをご覧ください。

<http://www.pref.yamanashi.jp/barrier/html/roundou-jin/index.html>



ボランティアグループ 活動報告 — 皆様ご苦勞様でした —

「西桂町をきれいにする会」 「西桂町花いっぱい会」

5月23日(水)、西桂町をきれいにする会と西桂町花いっぱい会の皆さんが合同で、三ッ峠駅裏花壇から、いきいき健康福祉センターまでの間の清掃を行いました。

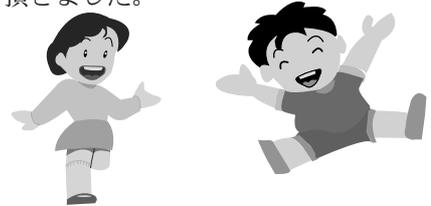
皆で取り組むことの素晴らしさを改めて感じた1時間30分でした。



いきいき交流会 倉見「ほほえみの会」

4月の交流会に、皆で雑巾を縫いました。女性の皆さんは針もスムーズ。男性も負けずに一生懸命に針を進めていました。

縫い上げた雑巾は、小学校に寄付をし、大変喜んで頂きました。



温かい善意を ありがとうございます

寄付者	物 品
匿名さん	紙パンツ 1袋
匿名さん	新品下着 35枚 タオル 91枚
滝口和子さん	ベルマーク
相沢一男さん	タオル 73枚



「心の輪を広げる体験作文」 「障害者週間のポスター」 募集

障害の有無にかかわらず、誰もが地域や職場・学校などで支え合って暮らす「共生社会」の実現を目指して、障害のある人とないない人の心のふれあい体験を綴った「心の輪を広げる体験作文」と、障害のある人に対する国民の理解を広めるための「障害者週間ポスター」を募集します。

◆応募資格

体験作文 小学生以上
ポスター 小学生及び中学生

◆応募期間

平成19年7月2日～9月3日

お問い合わせ先・応募先

山梨県福祉保健部障害福祉課
TEL 055-223-1460

児童館活動報告

5/19 ホットドック作り

ホットドックだけでなく、玉子サンドも作りました。ゆで卵を細かく刻んだり具をはさんだり一通りの作り方を経験でき、お昼ごはんとしてみんなで頂きました。



6/2 児童館こどもまつり

「第11回児童館こどもまつり」を開催しました。350人を越える参加者に会場は、おおにぎわいとなりました。

オープニングでは皆で「よさこい」を踊って盛り上がり、模擬店も大人気で、集会室では親子連れや子ども達がおいしそうに食事を頂く姿が見られました。遊びやクラフトコーナーも列ができて楽しんでいました。マジックショーでは鳩もとびだし不思議なことがいっぱいでした。ご協力頂いた民生委員さん、ボランティアのお母さん方、学生の皆さんに感謝致します。ありがとうございました。





母親クラブ活動報告

5月18日、天気にも恵まれ親子で桂川公園までハイキングに出かけました。遊具で遊んだり、おやつを食べたりと楽しく活動することが出来ました。

ひよこ学級活動報告

6/6 おやつ作り

栄養士の新田裕里さんを講師に、虫歯予防にちなんだ「おやつ作り」を行いました。小さいお友達も材料を丸めて上手にお手伝いできました。フライパンで作る肉まんはとってもおいしく出来ました。やっぱり手作りおやつはおいしいと再確認しました。



保育所 父母の会

5月26日(土)保護者の方々に来所していただき、父母の会が行われました。おもちゃづくりや園外散歩、集会活動などを行

い、お家の方々と楽しく過ごすことが出来ました。その後の保育所での子ども達の会話の中には、保護者の方と過ごせたことがうれしかったと話す様子があり、思い出に残る機会となりました。



人口と世帯

平成 19年 6月 1日現在

男	2,400人 (-1)
女	2,474人 (+5)
合計	4,874人 (+4)
世帯	1,507世帯 (-2)

5月届出

本町 高尾 春之介 三津男
下暮地 郷田 泰正 弘一

おくやみ (死亡)

(柿園 江田 津口 沙千恵)

(下暮地 藤高 本山 貴秀 子俊)

おしあわせに (婚姻)

下暮地 樋川 結 竜生

上町 小野田 美咲 忍

柿園 土屋 夏稀 敦司

柿園 小笠原 水希 幸作

柿園 前田 龍也 公男

川村 妃沙 清寿

おめでた (誕生)

慶弔

保護者

7月・8月上旬 行事予定表

行事予定・人のうごき

日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 30%;"> <p>7月の納税</p> <p>固定資産税 第2期 国民健康保険税 第2期 介護保険料 第2期</p> </div> <div style="width: 30%; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>三ツ峠グリーンセンター お知らせ</p> <p>三ツ峠グリーンセンターでは、本年7月1日より指定管理者制度導入を予定していましたが、学識経験者等による選定委員会での答申により、再度、指定管理者の募集を行うこととなりました。当分の間、従来どおり運営しますので、町民皆様方のかわらぬご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。</p> </div> </div>						
7月 1	2	3	4	5	6	7
		● マタニティクラス am10:00～正午 (いきいき健康福祉センター)	● ひよこ学級 am10:30～(児童館) ● プール開き (保育所)	● 第21回参議院議員通常選挙告示日		● すいか割り pm1:30～(児童館)
8	9	10	11	12	13	14
		● マタニティクラス am10:00～正午 (いきいき健康福祉センター)	● 1歳6ヶ月児健診 pm1:15～ (いきいき健康福祉センター)	● 母子相談 am9:00～正午 (いきいき健康福祉センター)		● 資源化物回収 am7:00～am8:00 ● 児童館休館 ● 中学校図書室一般開放日 am10:00～pm3:00
15	16	17	18	19	20	21
		● 両親学級 pm7:30～pm9:00 (いきいき健康福祉センター)		● 生活習慣病健診 am8:30～am9:30 (いきいき健康福祉センター)	● 生活習慣病健診 am8:30～am9:30 (いきいき健康福祉センター)	● 手芸教室 am10:30～(児童館)
第21回参議院議員通常選挙期日前投票期間 午前8時30分～午後8時 西桂町役場						
22	23	24	25	26	27	28
			● 乳児健診 pm1:30～ (いきいき健康福祉センター)	● 母子相談 am9:00～正午 ● すくすく1歳児相談 pm10:00～ ● 5歳児健康相談 pm4:00～ (いきいき健康福祉センター)		● 児童館休館 ● 中学校図書室一般開放日 am10:00～pm3:00
第21回参議院議員通常選挙期日前投票期間 午前8時30分～午後8時 西桂町役場						
29	30	31	8月 1	2	3	4
● 第21回参議院議員通常選挙 am7:00～pm8:00			● いきいきパワーアップ(高齢者)検診 am8:30～am9:30 (いきいき健康福祉センター)	● いきいきパワーアップ(高齢者)検診 am8:30～am9:30 (いきいき健康福祉センター)		
児童館自然体験キャンプ in ゆずりはら青少年自然の里						
5	6	7	8	9	10	11
		● 献血 am10:00～pm3:00 (いきいき健康福祉センター)	● ひよこ学級 am10:30～(児童館)		● ビデオシアター pm1:30～(児童館)	● 資源化物回収 am7:00～am8:00 ● 児童館休館 ● 中学校図書室一般開放日 am10:00～pm3:00